第２　放棄・取下げ債権の取扱い

更生計画認可決定の日までに、更生債権等について全部又は一部の放棄又は取下げがあったときは、放棄・取下げ後の債権額に基づいて更生計画の各条項を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生債権等の譲渡、移転又は弁済による代位（以下「譲渡等」という。）がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、更生計画案提出時点における債権額を基準とする。更生計画案提出後に更生債権等の一部の譲渡等がなされた場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

第４　端数処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り上げるものとする。

第５　外貨建債権の取扱い

外貨建債権を有する債権者については、以下に定める円換算に基づき円貨相当債権額（１円未満の端数は切り上げる。）を算出して、他の円貨建債権があるときは、それと合算して円貨による総確定更生債権を算出したうえで、本章記載の権利の変更の基準を適用し、その結果算出された弁済額を円貨のまま本章記載の弁済方法に従って弁済する。

１米ドル＝94.06円（更生手続開始決定日における電信仲値相場）

第４章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　更生債権等査定申立て等

別表11記載の債権者から届出がされた更生担保権については、管財人が同表「認めない額」欄記載の額を更生担保権として認めず、同表「一般更生債権として認めた金額」欄記載の額を一般更生債権として認めたところ、同表記載の債権者から、同表「更生担保権査定対象額」欄記載の金額について、更生担保権査定の申立てがなされ、現在係属中である。

第２節　未確定更生担保権の措置

別表11記載の未確定更生担保権が確定したときは、確定した更生担保権につき第３章第１節の規定を適用し、新たに確定した更生担保権額を弁済額として、弁済を実施し、一般更生債権として確定した債権額については、既に確定している一般更生債権との合計額について第３章第３節の規定を適用して算出した弁済額から既に弁済済みの金額を控除した残額を弁済する。

ただし、第３章第１節及び第３節の定めのうち、「更生計画認可決定確定の日」を「更生計画認可決定確定の日又は未確定更生担保権確定の日のいずれか遅い日」と読み替えるものとする。

第３節　債権調査手続未了の届出更生債権等の取扱い

更生計画案提出時に債権調査手続未了の届出更生債権等については、当該債権が債権調査手続を経て確定した場合には、確定した更生債権等の性質及び額に応じて、第３章の各規定を適用し（ただし、弁済の時期については前節と同様の読み替えを行う）、権利の変更をして、弁済を実施する。

第５章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、スポンサーが拠出する承継会社の株式購入代金、不動産その他資産の売却代金、手持ち資金等から後記共益債権額を除いた額を原資とする。

第２節　予想超過収益金の使途

更生期間中に予想超過収益が生じた場合には、共益債権の弁済及び追加弁済の原資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成22年５月１日）から基準日までに支払った共益債権は、別表６のとおり2,502百万円である。

２　更生会社の基準日現在の未払共益債権は、別表６記載のとおり563百万円である。

３　前記未払共益債権及び基準日の翌日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、保有する現預金その他をもって随時弁済する。

第６章　担保権の措置等

第１節　担保権の処理

第１　存続する担保権

１　不動産を目的とする担保権

⑴　別表12記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定の時に同欄記載の額に確定する。

⑵　別表12記載の根抵当権の権利者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑶　別表12記載の担保権の権利者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、債権額又は極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

⑷　別表12整理番号１、４及び５記載の各担保権は、第７章による新設分割の効力発生日に消滅する。当該担保物件に係る担保権者は、前記の効力発生日の前日までに、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

⑸　別表12整理番号２及び３記載の各担保権は、第７章による新設分割の効力発生日に消滅する。当該担保物件に係る担保権者は、前記の効力発生日の前日までに、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。

ただし、別表12整理番号３記載の担保権については、会社更生法第50条第７項の定めにより担保権の実行手続の禁止が解除されているので、前記の効力発生日の前日までに当該担保権の実行手続が開始したときは、当該手続に基づき当該担保権が消滅する日、当該手続が取消し又は申立ての取下げにより終了する日、又は、当該担保権に係る確定更生担保権の弁済をする日のいずれか早く到来する日に、当該担保権は消滅するものとする。

２　リース

別表14整理番号１乃至50及び53乃至63記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

別表14整理番号１乃至50及び53乃至63記載のリースにかかる担保権は、第７章による新設分割の効力発生日の前日まで存続し、新設分割の効力発生日に消滅する。

別表14整理番号１乃至50及び53乃至63記載のリースの目的物（以下「リース物件」という。）の所有権は当該担保権者に帰属し、各リース契約の期間満了日まで管財人、更生会社又は第７章による新設分割の新設分割設立株式会社（以下「承継会社」という。）は引き続き当該リース物件を使用することができる。リース期間満了日において、当該担保権者は、管財人、更生会社又は承継会社から約定に基づく当該リース物件の買取申出等のない限り、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

リース物件について、第３章第１節の定めに基づく弁済が完了したときは、当該担保権者は、管財人、更生会社又は承継会社の同意を得て当該リース物件の所有権を放棄することができる。

管財人、更生会社又は承継会社は、リース期間満了前においても随時リース物件を更生担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。